和泉市職員措置請求書

件名
上伯太線市道橋梁・道路工事に関連した少年野球チームに対する代替グランドの整備に伴なう損害賠償請求

1．請求の要旨
(1)請求の対象行為
上伯太線道路橋梁工事に際し、少年野球チームの代替グランドの整備（以下本件工事）を竹中土木に正規の手続を経ないで行わせ、又本件工事は本来市が行わねばならない工事とは言えず、結果的に市にその工事費相当額の6100万円の損害を与えた。

(2)前記行為の違法・不当の理由
1．本件工事の手続き的違法性について
H19.9.29に契約した竹中土木㈱との上伯太線橋梁工事契約には、本件工事は含まれていなかったにも拘わらず、市工事担当部局は本件工事を竹中土木に指示・実行させた。これは予算の裏付けの無い支出を禁じた地方自治法214条及び232条の3に違反し、併せて代替グランドの工事施工は契約の変更にあたり、議会の議決を必要とするがこれを怠っており必要な議会の議決を定めた地方自治法第96条に違反する。
又工事完了後、代替グランドを含む変更契約が平成21年7月議会で議決がされたが、その際の変更理由には代替グランドの整備を行った趣旨の理由は一切示されず、単品スライド及び工事方法変更に伴うものとして変更契約の議決を図ったもので、前記議決をしなかった瑕疵を追認する議決とはみなせない。

2．本件工事は市が行うべき工事では無かった事
本件工事は橋梁下部の位置にあるグランド（旧王子グランド）を使用していた少年野球チームの便宜を図って行われたものであるが、整備を行う法的な必然性は無く、一時的ですぐ取り壊される代替グランドのための多額の支出は裁量の範囲を超え違法である。
少年野球チームが旧王子グランドを利用する事となった経緯は、この土地の権利者である泉北水道企業団（以下泉北水道）、王寺町会、幸町会と和泉市が交わした覚書（甲1）が根拠とされているが、その覚書の第5項には「造成された土地は、公共緑地として温存し、一般住民の清浄にして健康な憩いの場とする」となっており、事実上少年野球チームの専用グランドに当該用地を使用する事はこの覚書の趣旨に反するものである。従って和泉市はこの覚書を根拠に将来にわたって、この土地を少年野球チームに専用で使用させる義務を負担していなし、況や本件代替グランドを整備しなければならない謂れはない。
旧王子グランドは泉北水道がネットやベンチ等を整備し、それを「野球場施設使用

等に関する契約書」（甲2）により、王寺町会及び幸町会に無償貸与し、少年野球チームが使用しているものであり、少年野球チームは一利用者に過ぎず、このグランドの使用について何らの権利も有していない。このグランドに少年野球チームの所有物が設置されているとしても、それは勝手に設置したもので、グランドが使えなくなれば少年野球チームが撤去しなければならない物である。

従って、このグランドが使えなくなったとしても、少年野球チームは機能回復や代替グランドの設置を要望は出来ても、要求できる権利は一切有していないと言える。

泉北水道と王寺町会間の関係は、当事者の一方が無償で使用及び収益をした後に返還をすることを約して相手方からある物を受け取ることによって、その効力を生ずる民法第593条の（使用貸借）関係にあると考えられる。当事者間の契約である「野球場施設使用等に関する契約書」（甲2）で返還期日は契約期間満了の平成20年3月20日であり、既にこの期日は経過しているから、泉北水道と王寺町会・幸町会との間には何ら権利関係はない。

従って、和泉市はこのグランドについて調整すべき相手は泉北水道であり、王寺町会や少年野球チームでは無い。

和泉市は王子町会や少年野球チームに対し、機能回復や代替グランドの確保の義務があるものと勝手に解釈し、本件代替グランドを設置したものである。

従来からこのグランドを少年野球チームが使用していたことから、道義的な面から工事期間中の代替グランドを斡旋する等の便宜供与は許されるとしても、それを超えて多額の出費を伴なう代替グランドの整備は到底許されるものではない。本件土地の大部分の権利を有する泉北水道からも、和泉市に対しこのような代替グランドの整備を要請された事実も無い。王寺町会及び少年野球チームからの代替グランドの整備の要請はあったとしても、既存設備を活用した代替グランドの確保の為の斡旋が限度であり、代替グランド整備の要請に応じた事は地方自治法 2 条 14 項，地方財政法 3 条，4 条 1 項が規定する「最小の経費で最大の効果」の原則に違反する。

（3）違法な財務会計行為

前記違法な代替グランドの整備により市に損害を与えた。市は違法な行為に加担した職員に対し損害賠償請求権を有する。損害賠償請求権は債権にあたりこの請求を怠ることは財産の管理を怠ることになる。

（4）監査請求期間について

怠る事実に関しては監査請求期間の制限が及ばないが、仮に監査請求期間の適用があるとしても、このような違法な事態が発覚したのは平成21年11月18日の議員全員協議会であり、通常の市民がこの違法性を知り得た日はこれ以降であるから、これを知ってから本件監査請求迄約1ヶ月であり、監査請求の期間徒過につき正当な理由がある。

(5) 当時の和泉市長及び副市長らの責任について

都市デザイン部長及び同部河川整備課長は本件当事者であり、当時の市長及び副市長については、本件についてどこまで認識していたか明らかでない点はあるが、少なくとも代替グランドの整備に関してはそれを了解し、その見積金額が1500万円であることについて報告を受けており、市長及び副市長はこのような違法な行為を阻止する責任を有するから前記部長及び課長と同様損害賠償責任がある。

(6) 具体的な損害の認定について

松尾寺代替グランドの整備費6100万円が損害となる。

(7) 措置請求事項

和泉市は当時の市長井坂善行、当時の担当副市長松田孝、都市デザイン部長金谷博文、同部河川整備課長西中重喜に対し損害賠償責任を有するところ、その行使を怠っており、監査委員にその違法確認を求める。

2. 請求者

住所　和泉市緑ヶ丘２丁目13番地の10号
職業　オンブズ和泉代表
氏名

地方自治法施行令第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明を添え、必要な措置を請求します。

平成21年12月18日

和泉市監査委員　様

別紙事実証明

甲第1号　覚書
甲第2号　野球場施設使用等に関する契約書
甲第3号　新聞報道（平成21年11月18日付け）朝日新聞
甲第4号　新聞報道（平成21年11月18日付け）産経新聞、読売新聞、毎日新聞